グループホームあおい 短期入所 利用契約書

社会福祉法人あおい福祉会

(以下「利用者」という。)と社会福祉法人あおい福祉会が設置運営するグループホームあおい(以下「事業所」という。)は、利用者が共同生活住居において、事業所から提供される障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)に基づく訓練等給付内の短期入所(以下「ショートステイサービス」という。)を受け、それに対する利用料金を支払ことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

(契約の目的)

第1条 本契約は、法に基づくショートステイサービスについて、利用者の地域における 生活を支援し、事業所が提供するショートステイサービスの内容と利用者が支払うべき 料金との関係を明確にし、利用者と事業所の双方の理解と合意のもとにショートステイ サービスが提供されることを目的とします。

(ショートステイサービス)

第2条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のショートステイサービスを利用者に提供するものとします。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、障害福祉サービス受給者証の認定有効期間に記載されている期間とします。

本契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が 変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日までに本契約は自動的に同じ内容 で更新されるものとします。

契約期間は満了後、同じ内容で契約を行う場合には、自動的に同じ内容で更新されるものとします。

(利用料金)

- 第4条 事業所は、ショートステイサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、利用者の同意を得るものとします。
- 2 利用者は、ショートステイサービスの対価として市町が定める負担額及び法に基づく 訓練等給付対象料金を事業所に払うものとします。
- 3 利用者は本人の希望による法に基づく訓練等給付対象外サービス提供の対価として、 別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を事業所に支払うものとします。

事業所は、法に基づく訓練等給付対象外サービスに要する費用を物価の変動その他の理由により相当な額に改訂することができるものとします。なお、改訂した場合は別紙「重要事項説明書」にその旨を記載するものとします。

4 利用者が事業所の提供するサービスの利用をキャンセルするときは、事業所は利用者に対し、別紙重要事項説明書に記載するキャンセル料を請求できるものとします。

(利用料金の支払等)

- 第5条 事業所は、当月の利用料金合計額の請求書を翌々月10日までに利用者に送付するものとします。
- 2 利用者は、前項により請求のあった利用料金の合計額を請求同月末日までに支払うも のとします。
- 3 法に基づく訓練等給付対象外サービスでその費用が利用者個人の消費にかかるものは、 その都度清算するものとします。

(事業所の基本的義務)

- 第6条 事業所は利用者に対し、利用者の自立と社会経済活動の観点から、できる限り居宅に近い環境の中で、個別支援計画に基づくサービス提供と利用者状況の把握を適切に行います。
- 2 事業所は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、障害福祉サービスを提供します。

(事業所の具体的義務)

- 第7条 事業所はサービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に 配慮すると共に、非常災害対策ならびに衛生管理等に必要な処置を講じます。
- 2 事業所は、本契約に基づく利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3 事業所及び従業者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や その家族等の秘密について正当な理由がある場合を除き、第三者に開示する事はありま せん。また、秘密を漏らすことのないよう、必要な処置を講じます。
- 4 事業所は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 事業所は、第 18 条に基づく苦情の受付・解決に際し、その内容を記録します。また、 苦情に対して市町等が行う調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善 を行います。
- 6 事業所は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供完了日から 5 年間保存 します。利用者やその家族・後見人等は、グループホームあおい事務所の業務時間内に 自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることもできます。

(守秘義務)

第8条 事業所は、正当な理由がある場合を除き、利用者またはその家族の個人情報を他

に漏らさない義務を負うものとします。

2 事業所は、従業者が退職後、在職中知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことのないように必要な措置を講じるものとします。

(グループホーム利用上の注意義務等)

第9条 利用者は、グループホームをその本来の用途に従って利用するものとします。

(損害賠償)

- 第10条 事業所は、本契約に基づくショートステイサービスの実施に従って、自己の責 に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負うものとします。 また、第9条に定める守秘義務に反した場合も同様とします。
- 2 事業所は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。
- 3 利用者は、故意または過失により事業所に損害を与え、または無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、または原状に復する責務を負うものとします。なお、 損害賠償の額は利用者本人の心身の状況を考慮して減免できるものとします。

(契約の終了)

- 第11条 利用者または事業所が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了する ものとします。
- (1) 利用者が死亡した場合。
- (2) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない理由によりグループホームを閉鎖した場合。
- (3) 事業所の滅失や重大な毀損により、ショートステイサービスの提供が不可能になった場合。
- (4) 事業所が共同生活援助事業所の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- (5) 第13条もしくは第14条に基づき本契約が解約された場合。
- (6) 第3条の契約期間が満了した場合(契約更新の手続きがとられた場合は除く)。

(利用者からの契約解約)

- 第12条 利用者は、30日以上の予告期間をおいて文書で事業所に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、 文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができるものとします。
 - (1) 事業所が正当な理由なくショートステイサービスを提供しない場合。
- (2) 事業所が第9条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業所が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、もしくは傷つける恐れがある にもかかわらず、事業所が適切な対応をとらない場合。

(事業所からの契約解除)

- 第13条 事業所は、やむを得ない理由がある場合には、30 日以上の予告期間をおいて文書で通知することによりこの契約を解除することができるものとします。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちに本契約を解約することができるものとします。
 - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2)第5条に基づき利用者が事業所に支払うべきショートステイサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払われない場合。
- (3) 利用者が、故意または重大な過失により事業者もしくは他の利用者の生命・身体・ 財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し がたい重大な事情を生じさせた場合。

(苦情解決)

- 第14条 利用者やその家族・後見人等は、本契約に基づくショートステイサービスについて苦情がある場合は、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます、事業所は、苦情が申し立てられた時は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の有無及びその方法について、利用者やその家族・後見人等に文書で報告します。
- 2 事業所は、利用者やその家族・後見人等が苦情の申し立てをした場合に、これを理由 として利用者に対し一切の不利益を与えません。
- 3 利用者は、本契約に基づくショートステイサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された福井県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

(身元引受人)

- 第15条 事業所は、利用者に対し、身元引受人を求めるものとします。ただし、利用者に身元引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 利用者の成年後見人が選任されていない当面の間は、身元引受人がこれに代わるもの

とみなします。

/	+	ᆂᆇ	+	- TI
(]	44.	壶壶	≖	. JH I
\	נונוו	研 我		・ベノ

第16条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合、事業所は法やその 他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者もしくは法定後見人及び身元引受人と事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利 用 者	住所		
	氏名		(EII)
身元引受人	住所		
	氏名		(FI)
		本人との関係()
事 業 者	住所	福井県福井市川合鷲塚町12	字長田6番1
	<u>名称</u>	社会福祉法人あおい福祉会	
	代表者	理事長 八ヶ代 勇次	(FI)